

女性

現状と課題

女性の人権問題は、社会的・文化的に形成された性別意識に基づく固定的な性別役割分担意識と差別や偏見が根底にあります。

国際連合は昭和 50 年を「国際婦人年」と定め、昭和 54 年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択し、以降、性差別の撤廃や男女平等の実現に向けて世界規模での取り組みを進めてきました。

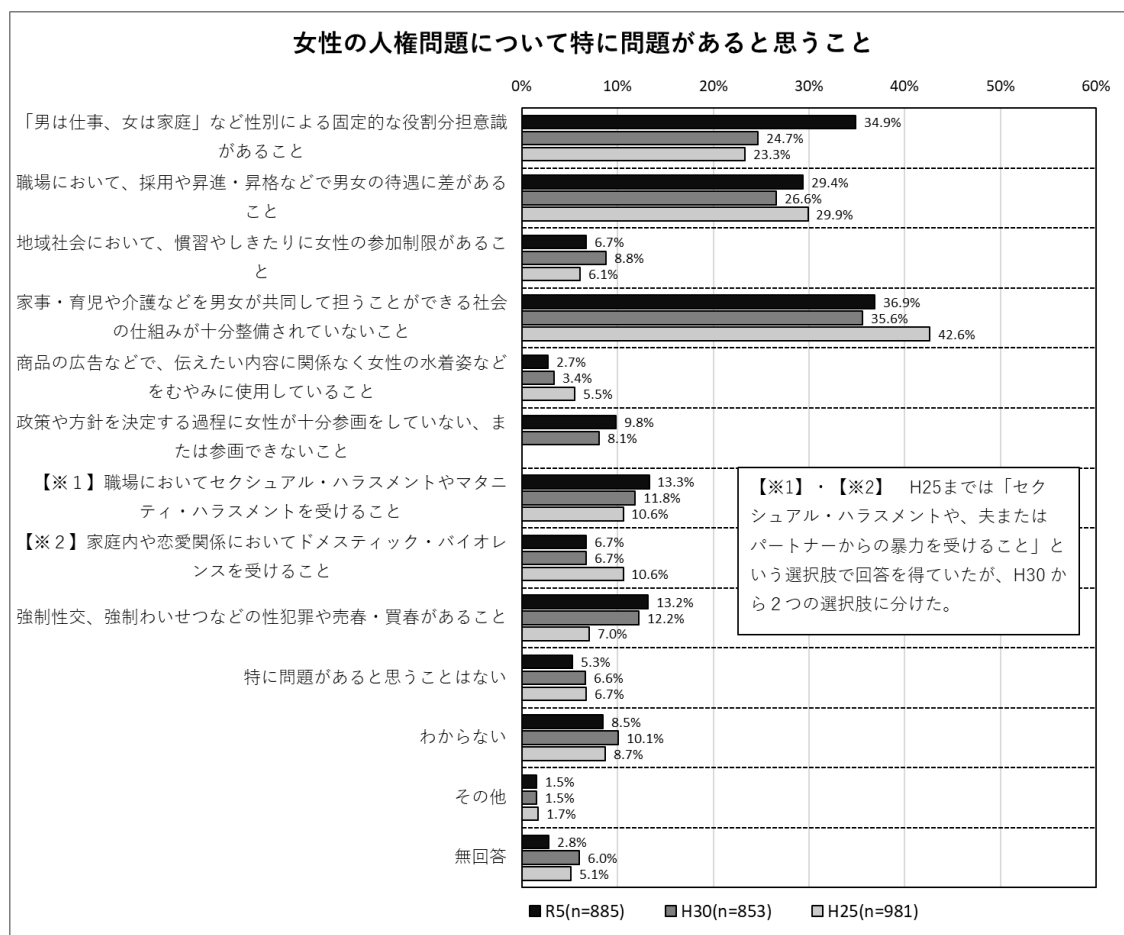
平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定、平成 12 年には「男女共同参画基本計画」を閣議決定し、現在は、令和 2 年に策定した「第 5 次男女共同参画基本計画」のもと、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めています。

また、平成 26 年には夫やパートナーによる女性に対する暴力の防止のため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が施行され、平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法」(女性活躍推進法)が施行されました。

本市においては、平成 10 年に「たじみ男女共同参画プラン」策定し、その後、2回の改定を経て、令和 5 年に「第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画」を策定しました。市民一人ひとりがお互いを大切にし、性別に関わりなく個性を輝かせ生き生きと暮らすことのできる社会の実現をめざして、総合的かつ計画的な取組を推進してきました。

しかし、市民意識調査の結果では、「女性の人権問題について特に問題だと思うこと」の質問に対して、「家事・育児や介護などを男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が 36.9%と最も高く、次いで「『男は仕事、女は家庭』など性別による固定的な役割分担意識があること」が 34.9%、「職場において、採用や昇進・昇格などで男女の待遇に差があること」が 29.4%、と回答しています。

今後も、家庭や職場、地域など、あらゆる場で固定的な性別分担意識にしばられることなく人権が等しく尊重され、自らの選択によってあらゆる分野における活動で協力しあい、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組を進めていくことが必要です。



施策の方向

1)人権を尊重した男女共同参画

あらゆる世代に向けて人権や男女共同参画に関する情報と学習機会を提供し、人権を尊重する意識を醸成するための広報・啓発を推進します。

一人ひとりが男女平等・男女共同参画の正しい認識を持ち、自らの意思によって多様な生き方が選択できるよう教育・学習を推進します。

2)誰もが活躍できる社会づくり

さまざまな分野において多様な視点が活かされ、市政に反映されるよう市の審議会等、政策・方針決定過程への更なる女性の参画を促進します。

雇用・労働の分野において、女性も男性も平等に安心して働き生活できるよう市内の企業や事業者に対して、法律や制度を周知し、職場環境の整備を働きかけます。また、女性の再就職や企業に向けた支援を行います。

性別にかかわらず誰もが、仕事と子育て・介護・社会活動等の調和が図られるよう環境の整備を進めるとともに、依然として家庭生活での女性の負担が大きいことをふまえ、男女双方の意識改革のための働きかけを行います。

3)安心して暮らせる社会づくり

地域社会において、性別にかかわらず、多様な担い手がまちづくり活動やボランティア活動等へ参画

できるよう環境づくりを行います。

防災・災害分野においては、日ごろから男女共同参画の視点が取り入れられるよう、方針決定の場や防災活動への女性等の参画を推進します。

高齢の方や障がいのある方が安心して暮らせるよう、対応する計画を推進します。

障がいがあることや外国人であること、ひとり親であること等、社会的な困難を抱えている場合に、特に女性が複合的な困難を抱えることがあることに留意し、支援を行います。

4)配偶者等に対する暴力の根絶

配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力は、男女共同参画社会の実現を図る上で克服すべき重大な課題です。DVの根絶に向け、広報、啓発と相談窓口の周知を行います。関係機関と連携を図り、被害者の早期把握と保護、支援します。

子ども

現状と課題

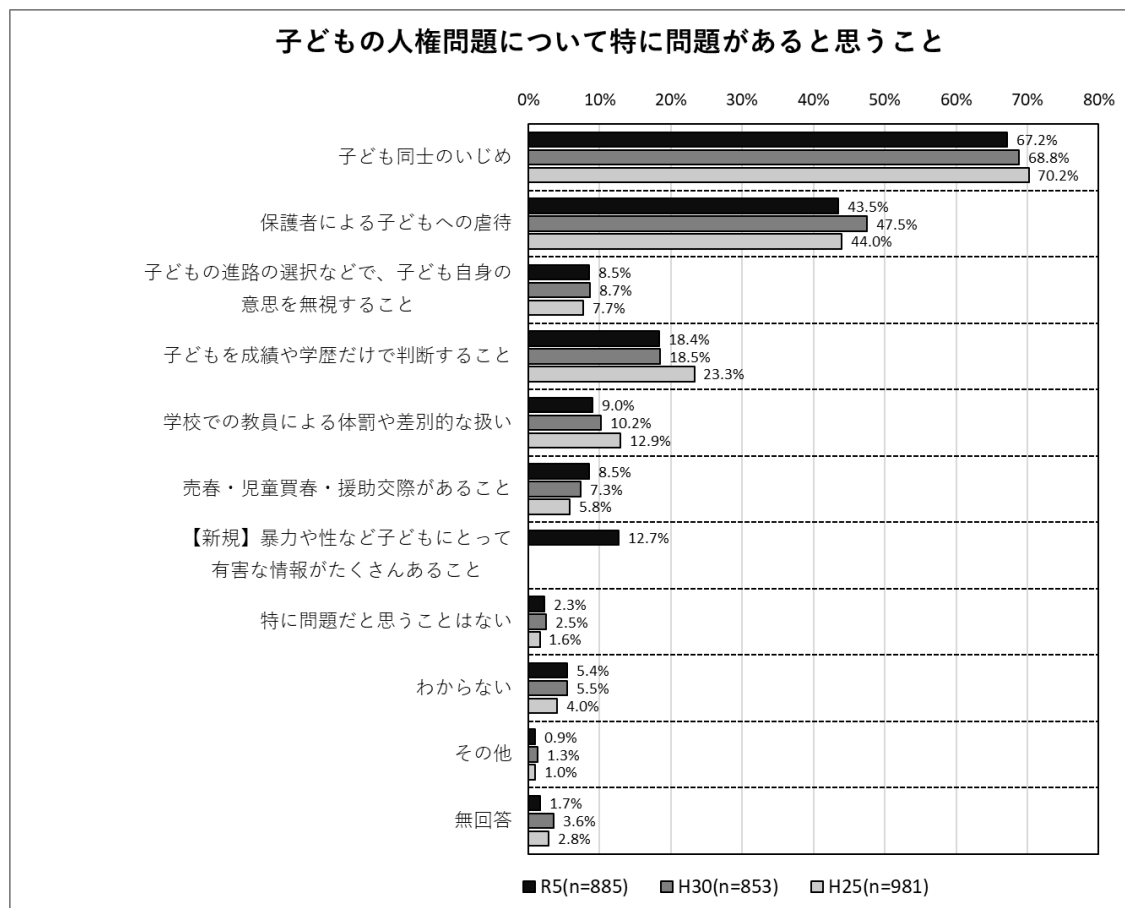
平成元年、国連総会において 18 歳未満の全ての子どもの権利を尊重することを目的に、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が採択し、昭和 22 年に「児童福祉法」が制定され、昭和 26 年には「児童憲章」が定められました。その後、平成6年に子どもの権利条約を批准した後も、「児童買春・児童ポルノ処罰法」「児童虐待防止法」「児童福祉法の一部改正」等の法整備が進められ、子どもを守り成長を支える体制を整えています。

また、令和 3 年に「こども家庭庁設置法」等が成立し、令和 5 年に「こども家庭庁」が発足し、また同時に「こども基本法」も新たに施行され「全てのこどもが尊重され、基本的人権が保障され、差別的扱いがされないこと」とされました。

本市では、子どもの権利条約の「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の理念に基づき、平成 15 年に制定した「多治見市子どもの権利に関する条例」により、人権教育や啓発活動、相談事業、子どもの居場所づくり、子ども意見表明の場「たじみ子ども会議」、スクールソーシャルワーカーの配置のほか、様々な施策を進めています。

市民意識調査の結果では、「子どもの人権問題について特に問題があると思うこと」の質問に対して、「子ども同士のいじめ」が 67.2%と最も高く、次いで「保護者による子どもへの虐待」が 43.5%と回答していることから、社会全体で子どもの権利を保障するための連携した取組を推進することが重要となります。

こどもの人権の尊重及び福祉の増進を目的に、子どもの視点に立って、市民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず地域社会、学校、家庭、企業などが連携を図りながら施策を推進していくことが必要です。



施策の方向

1)子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制づくり

虐待や体罰、いじめなどの子どもの権利侵害の早期発見・早期対応に努め、切れ目のない支援体制の整備に向け、相談・救済機関の連携、充実を図ります。

また、子どもが安心してSOSを発することができ、救済を求められるよう広報・普及を推進します。

2)子どもの主体的な意見表明・参加の促進

子どもの生活の場においては、子どもが自分の意見を表現でき、その意見や思いが正当に受け止められ尊重されるよう努めます。また、子どもの主体的な参加を促し、参加を保障できるよう環境の整備に努めるとともに、自主的な活動を支援します。

3)子どもの居場所づくりの推進

子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係をつくり合うことができる居場所づくりを推進します。

4)子どもの権利に関する意識の育成・向上

子どももおとなも誰もが、かけがえのない社会の一員として命の大切さや人権を尊重する考え方を広めていきます。

学校における子どもの権利に関する学習資料や指導方法を工夫・改善し、ひとりの人間としての権利を有することや他人の権利を尊重することなど、子どもの人権学習を支援します。また、子どもがひと

りの人間として最大限に尊重されるような啓発や、保護者が自分自身のことも大切にできるようなメッセージの発信など、おとなに向けた広報も行います。

高齢者

現状と課題

平成 12 年の国勢調査において、115,740 人だった本市の人口は、令和 2 年の国勢調査では 106,732 人と 20 年間で約 9 千人減少しました。令和 32 年には 7 万人程度となると推計されており、今後も人口は減少することが予想されています。

また、令和 6 年4月1日現在の 65 歳以上の高齢者人口は 33,974 人で、総人口に対する高齢者人口の割合を示す高齢化率は 32.1%となっており、3人に1人が高齢者という状況です。高齢化率も令和 22 年には40%を超えると予想されています。

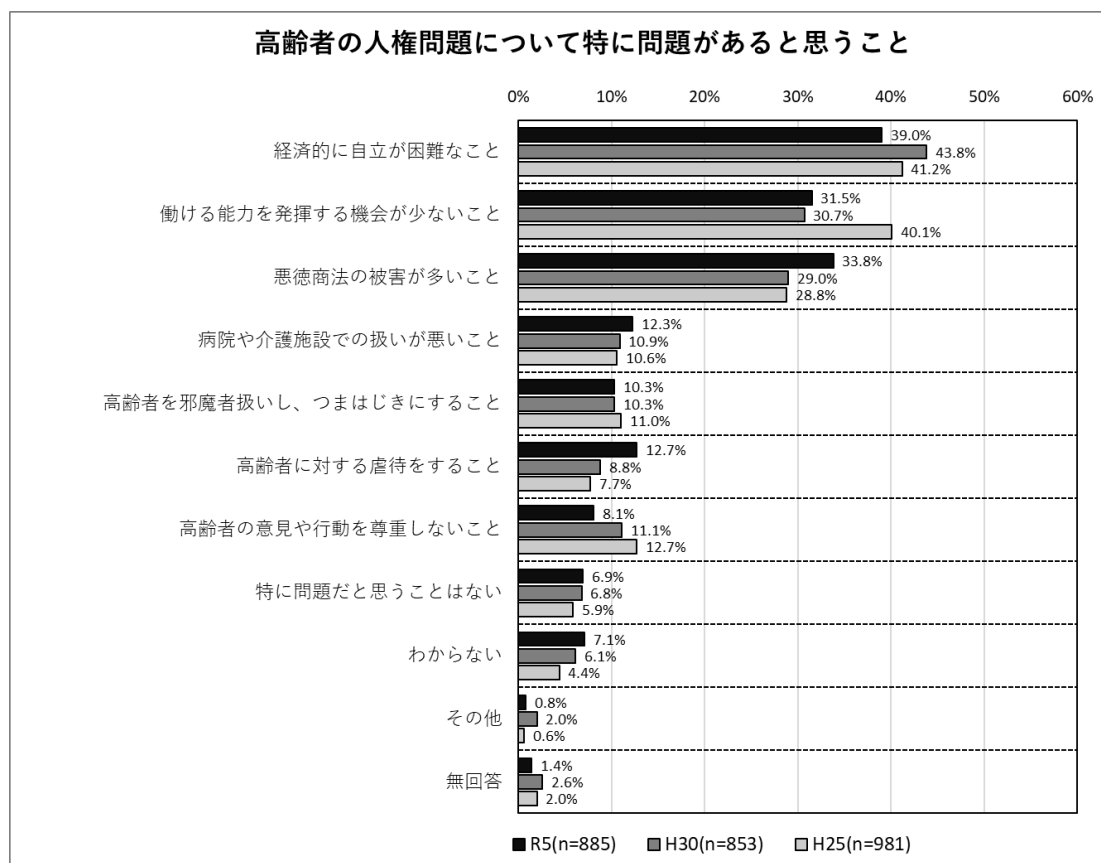
高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。介護が必要な高齢者や何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、様々な介護保険サービス、生活支援サービスの適切な対応、また、詐欺商法や虐待にあたりするような事例にも対応が必要となっています。

その一方で、健康な高齢者も増加しており、高齢者の意欲と能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保、知識や経験を生かした地域社会活動の場の拡大など、高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりも求められています。

こうした状況のもと、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活続けることができるよう、令和 6年3月に、「多治見市高齢者保健福祉計画 2024」を策定し、高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策に取り組んでいます。

市民意識調査の結果では、「高齢者の人権について特に問題があると思うこと」の質問に対して、「経済的に自立が困難なこと」が 39.0%で最も高く、次いで「悪徳商法の被害が多いこと」が 33.8%、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」が31.5%という回答になっています。

今後、ますます高齢化が進んでいく中で、地域で支え合い、高齢者がいきいきと暮らしていける社会の実現を図るための環境づくりを、市民と共に構築することが必要です。



施策の方向

1) 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進

高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことができる社会実現のために、高齢者の人権・福祉について理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるよう、教育・啓発を行います。

2) 高齢者が安心・安全に生活できるまちづくり

高齢者が地域において、安心して生活ができるよう、各種福祉・介護サービスの情報提供に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携をとり、高齢者の支援を行います。

高齢者の防犯対策、災害時の要援護者対策などを通して、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、特殊詐欺等の被害にあわないための周知や啓発に努めます。

3) 高齢者虐待等への対応

市民に対して、高齢者虐待についての知識・理解の啓発を図ります。また、早期発見・早期対応に向けて情報の共有化を図り、地域と関係機関のネットワークの強化を進めます。

4) 高齢者の権利擁護の推進

認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない高齢者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの情報提供、相談支援、利用支援を行います。

障がい者

現状と課題

障がい者は個人の尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有する一方、社会の構成員としての役割を果たし、社会に貢献することも求められています。

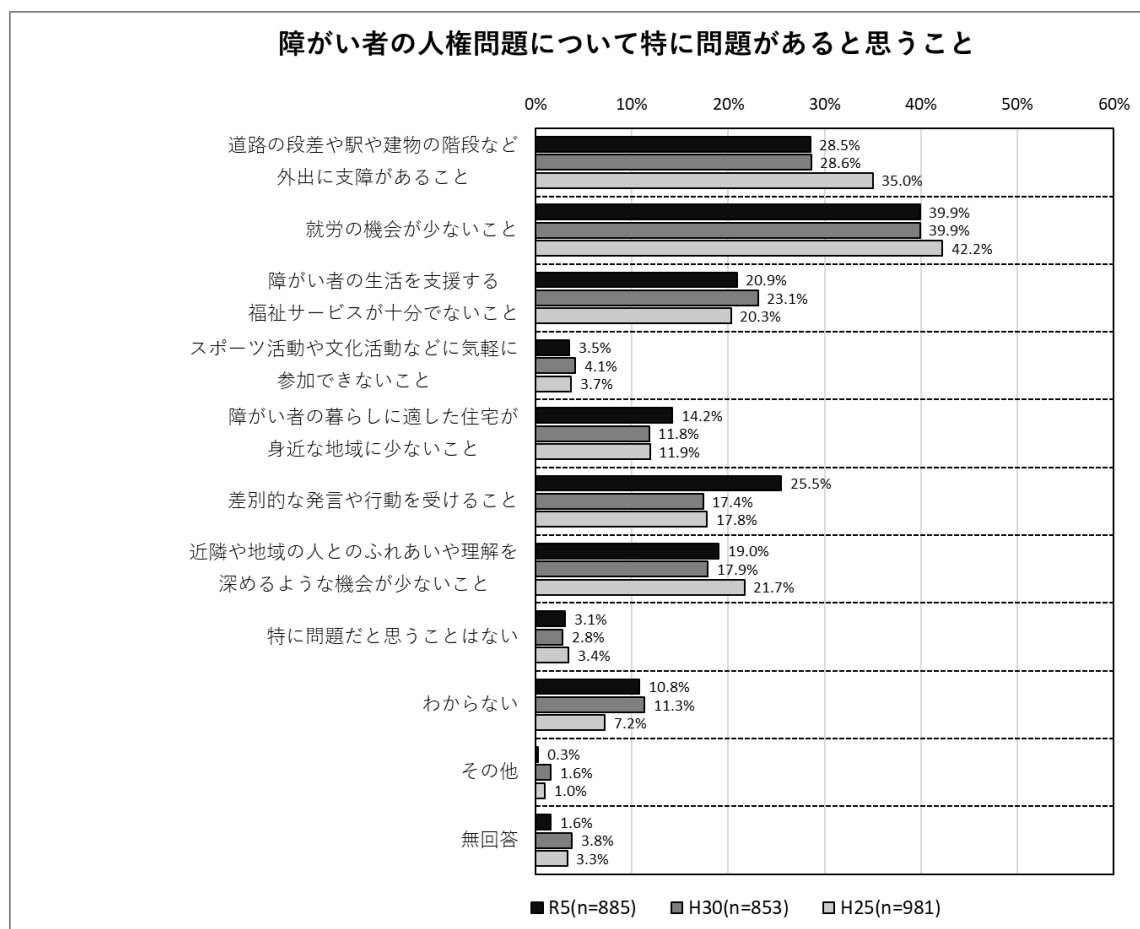
平成 26 年に「障害者の権利に関する条約」を批准しましたが、批准に先立ち、平成 23 年に「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、平成 24 年には、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」への改正、さらに、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」)」の制定及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われるなど、法制度等の整備が行われました。「障害者差別解消法」では、障がいのある人から意思の表明があった際に負担になりすぎない範囲で「社会的障壁」を取り除く「合理的配慮の提供」が、国や地方公共団体などに義務付けられるとともに民間の事業者にも求められています。

本市では、適切な支援のもと、障がい者が自らの意思に基づき社会参加、自己実現できるとともに、皆が元気で安心して暮らせるまちを基本目標とした「多治見市障害者計画」や「多治見市バリアフリー基本構想」等を策定し、障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者福祉の推進とともに、市民誰もが暮らしやすいまちにするためバリアフリーを推進しています。

市民意識調査の結果では、「障がい者の人権問題で特に問題があると思うこと」の質問に対して、「就労の機会が少ないこと」が 39.9%で最も高く、次いで「道路の段差や駅や建物の階段など外出に支障があること」が 28.5%という回答になっています。

障がいの特性や障がいのある人の人権の理解を深める啓発や、障がいのある人が地域で暮らしやすい環境となるように整備の推進が必要です。

◎多治見市では、平成20年度の公文書から、法令に規定されている用語の引用や固有名詞の場合を除き、「障害」を「障がい」と表記することとしています。



施策の方向

1)障がい者にやさしいまちづくりの推進

住み慣れた地域社会で自由に行動ができ、安心して暮らすことができるように、バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を普及し、安全かつ快適に生活できるまちづくりを進めます。

障がい者が、施設や病院から地域で自立した生活へ移行できるよう、体制整備を実施します。

2)福祉サービスの充実

障がいのある人が地域社会の一員として共に生活が送れるよう在宅福祉・施設福祉及び相談支援などの充実を図り、総合的な生活支援サービスをするとともに、人権尊重の視点に立った質の高いサービスの確立と向上に努めます。

3)雇用・就労の支援と社会参加のできる環境づくりの推進

障がいのある人がその適性と能力に応じ無理のない就労形態によって可能な限り就労し、社会の一員として活動ができるよう、関係機関等と連携して就労の場の確保に努めます。

4)障がい者の虐待防止への対応

市民に対して、障がい者虐待についての知識・理解の啓発を図ります。また、早期発見・早期対応に向けて情報の共有化を図り、地域と関係機関のネットワークの強化を進めます。

5)障がい者の権利擁護の推進

判断能力が十分でない障がい者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの情報提供、相談支援、利用支援を行います。

6)インクルーシブ教育の推進

障がいのある子どもとない子どもが同じ場で学び、障がいのある子どもが能力を発揮するための環境の充実を図ります。

部落差別(同和問題)

現状と課題

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度により、今もなお、生まれ育った地域、同和地区と認識されていた地域に住んだことによって、不当に差別される重大かつ深刻な人権問題です。昭和40年に出された同和对策審議会の答申では、「部落差別(同和問題)の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」位置づけ、「同和对策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として実施されなければならない。」としています。この答申を踏まえ、昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、平成14年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの33年間、部落差別(同和問題)解決に向けた生活環境の改善や啓発活動等の施策が行われました。

また、岐阜県においては、昭和45年に「岐阜県同和对策事業長期基本計画」が策定され、より積極的な部落差別(同和問題)解決のための取組が進められ、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善が図られてきました。

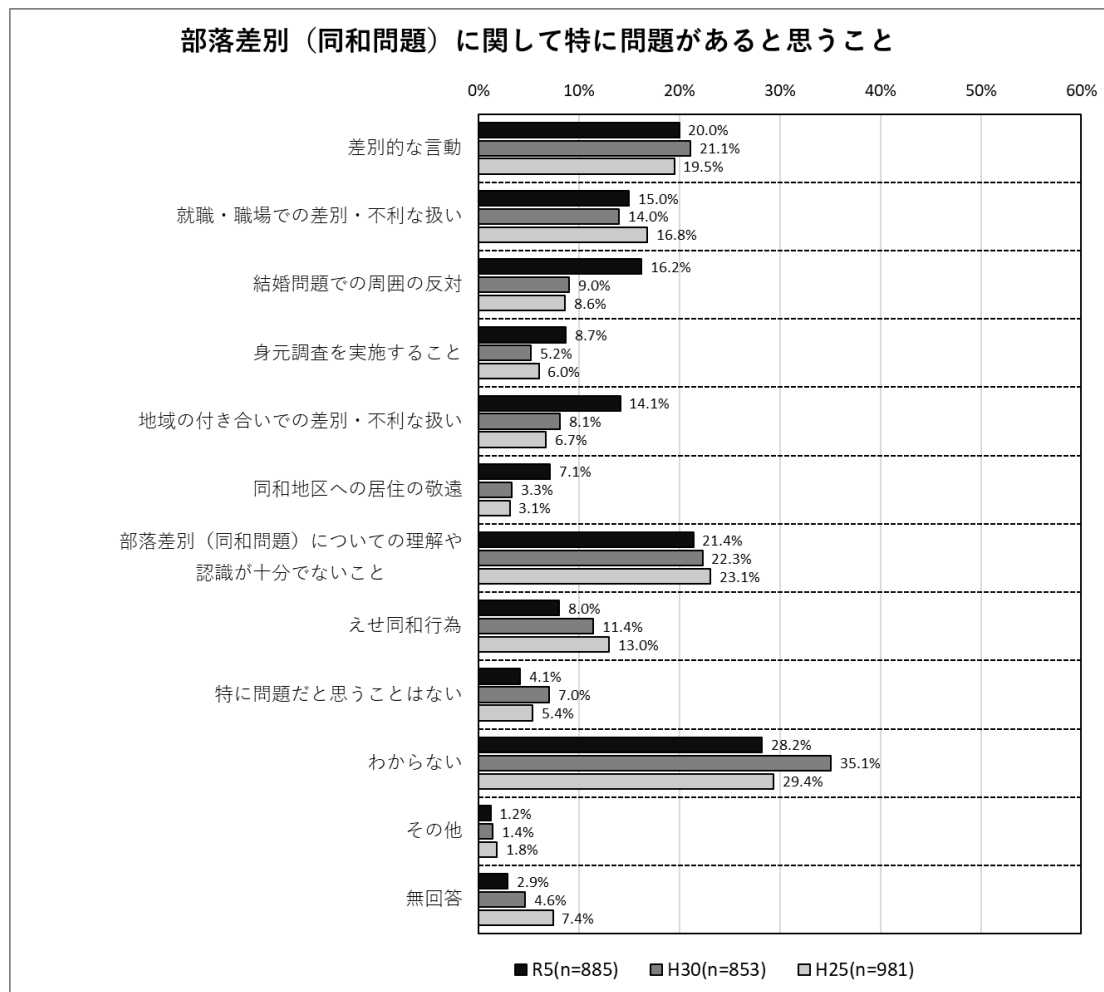
さらに、平成28年に部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、地域の実情に応じた施策の実施に努めることとされました。

また、特定の地域を同和地区であるとする情報発信や特定の個人に対する誹謗中傷など、インターネットによる部落差別の事案が増加しています。一般的な興味や関心により部落差別に関する情報をインターネット上で閲覧したい人であっても、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられることもあり得ることから、プロバイダ等への削除要請など、関係機関と連携した適切な対応が必要です。

本市においては、平成25年度より、住民票等の不正取得による個人の権利の侵害抑止や防止を目的とした「住民票等の第三者交付に係る本人通知制度」を開始し、本人通知制度の周知を図り、不必要な身元調査等を未然に防ぐ取り組みを実施します。

また、平成30年から、近隣自治体と連携し、部落差別(同和問題)の解消に向けた啓発事業を実施します。

しかし、市民意識調査の結果では、「同和問題に関して特に問題があると思うこと」の質問に対して、21.4%の方が「部落差別(同和問題)についての理解や認識が十分でないこと」と回答しており、部落差別(同和問題)に対する人権問題としての認識の低さがわかります。今後も、差別の解消に向けた取組を推進することが必要です。



施策の方向

1) 部落差別(同和問題)の正しい知識・理解を深める啓発

部落差別(同和問題)に対する人権問題に関する学習意欲深める「人権同和教育講演会」の開催や、部落差別(同和問題)についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消するため、啓発活動を実施します。

2) 人権侵害事案への対応

インターネット上の同和地区名を表示するなどの差別表現等の流布については、インターネット上のサイトのモニタリングや関係機関との連携し、適切な対応に取り組みます。

3) えせ同和行為の排除

部落差別(同和問題)の解決を口実に、官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に部落差別(同和問題)の解決を妨げています。法務局、暴力追放推進センター等と連携し、被害を未然に防ぐよう、啓発に努めます。

外国人

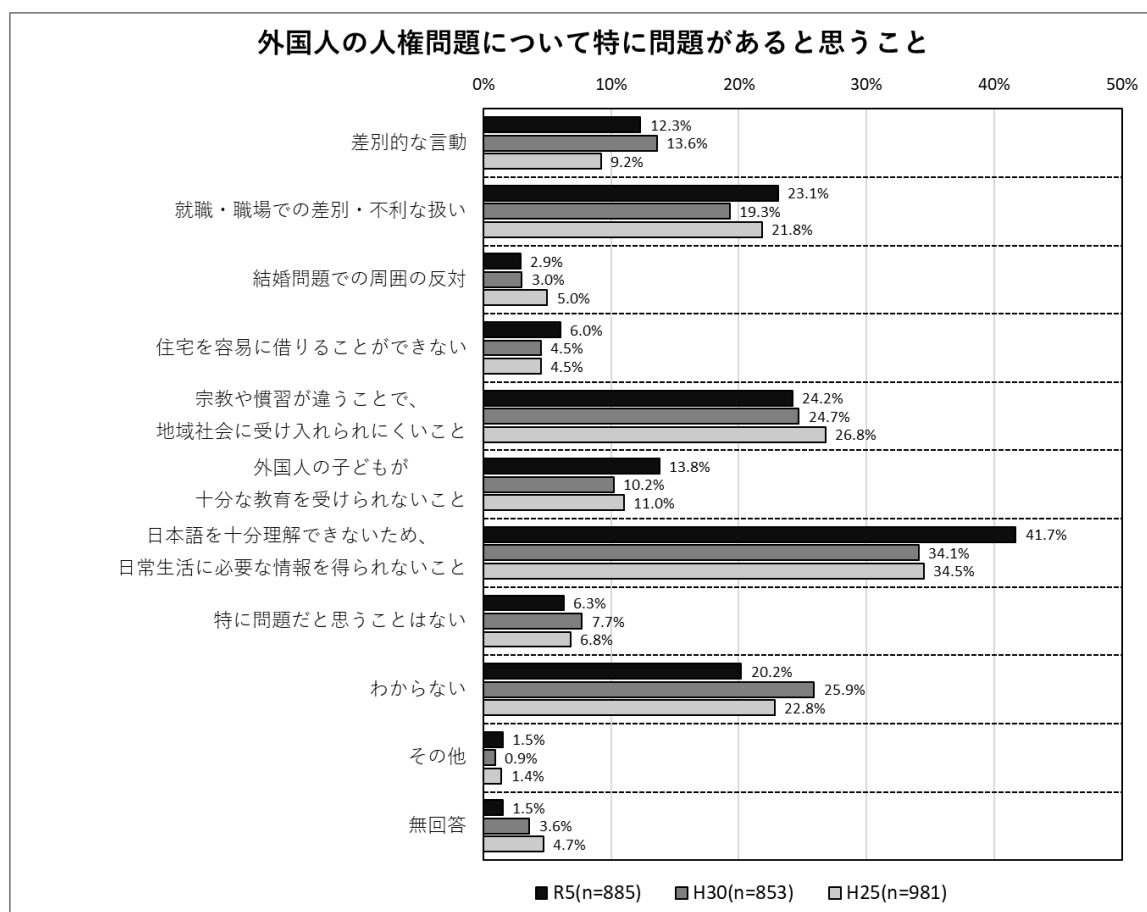
現状と課題

本市において外国人登録者数は、平成 31 年4月1日現在 1,888 人が、令和6年4月1日現在 2,654 人のと、年々増えております。本市では、多文化共生の取り組みとして、多治見市国際交流協会と連携し、日本語教室や多文化との交流事業等を実施しており、学校、職場、地域社会など様々なところで外国人と接する機会が増えてきています。

また、全国的に特定の国籍や民族の人々は排斥しようとするヘイトスピーチが問題となっており、平成 28 年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

市民意識調査の結果では、41.7%の方が「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」と回答しており、日常生活において、外国語情報の不足していることがわかります。

他国の文化や習慣を自国の文化や価値観で一方的に評価するのではなく、外国人と日本人が互いに様々な文化、習慣、価値観等の違いを認め尊重しあい、共に安心して快適に暮らすことのできる地域づくりを推進していくことが必要です。



施策の方向

1)外国人の生活習慣や文化等の理解の促進

地域社会において、異なる文化や価値観を互いに認め尊重し合える環境づくりのため、外国人との

交流の場の創出に努め、外国人の生活習慣や文化等の理解をするとともに、日本のマナー、文化、生活習慣等の理解を促進します。

2)外国人市民の生活支援

外国人が日常生活において困惑しないように、外国語情報の充実に努めるとともに、外国人向け相談窓口の設置について検討し、多文化共生社会の実現に努めます。

3)ヘイトスピーチを許さない取組

平成 28 年 6 月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、不当な差別的言動は許されないことを、人権教育と人権啓発などを通して市民に周知を図ります。

感染症患者

現状と課題

HIVやハンセン病、新型コロナウイルスなどの感染症や病気に対する正しい知識や理解の不足、誤解などにより、これらの感染症等にかかった患者や回復者、またそれらの家族が日常生活や職場、医療現場などで差別やプライバシーの侵害を受ける問題が発生しています。

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)は進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患で、エイズ(後天性免疫不全症候群)を引き起こすウイルスのことです。エイズは、HIVに感染して免疫力が低下し、様々な疾患を発症した状態を言います。HIVは感染力が弱く、日常生活(握手・入浴など)では感染しないため、正しい知識をもって予防対策をとることで、HIV感染のリスクを減らすことができます。また、医療の進歩により様々な治療薬が開発され、体内にいるHIVの増殖を抑え、免疫力を維持することが可能になっています。平成10年からはHIV感染者等が機能障害として障害認定の対象となり、支援体制も整備されています。

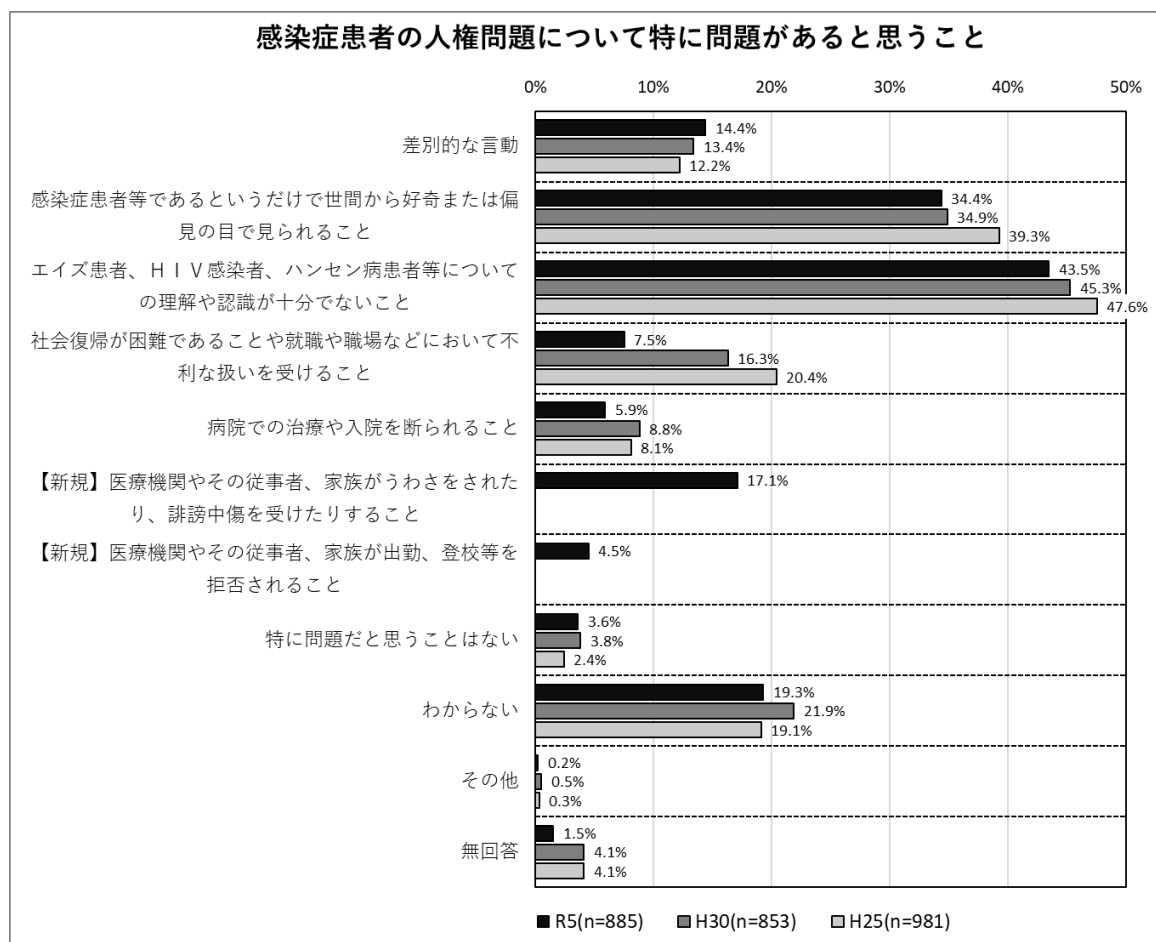
また、ハンセン病に関する人権問題について、誤った知識や情報等により、明治40年の「らい予防に関する件」に始まり、患者を強制的に隔離してきました。平成8年に「らい予防法」が廃止され、約90年続いた強制隔離政策はようやく終結することとなりました。

しかし、患者等は今もなお、根深く残る偏見や差別に苦しんでおります。意識を解消するためには、こうした歴史についての正しい知識の普及・啓発が必要です。

平成11年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、感染症患者等の人権に配慮することを目指しています。

また、令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、同年、日本国内、岐阜県内でも感染症が確認され、その後長期にわたって感染拡大防止対策と感染者に対する医療措置が取られました。その一方で、感染者、医療従事者やその家族、さらにワクチン接種に関わる誹謗中傷や偏見、差別が大きな社会問題となりました。

市民意識調査の結果では、43.5%の方が「感染症患者等についての理解や認識が十分でないこと」、34.4%の方が「感染症患者等であるというだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」と回答しており、感染症患者等やその家族に対しての偏見や差別を解消するためには、一人ひとりがHIV、エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス等の感染症に関する正しい知識で理解することが必要です。



施策の方向

1)正しい知識の普及や啓発活動の推進

感染症等について、病気に対する知識不足から、感染症患者やその家族に対する差別や偏見が少なくありません。そのため、正しい知識の普及、啓発に努めます。

2)感染症患者等の相談・支援体制の周知

感染症に対する不安や悩みを解消するため、保健所や医療機関等と連携を図り、相談窓口や相談体制を周知します。

刑を終えて出所した人

現状と課題

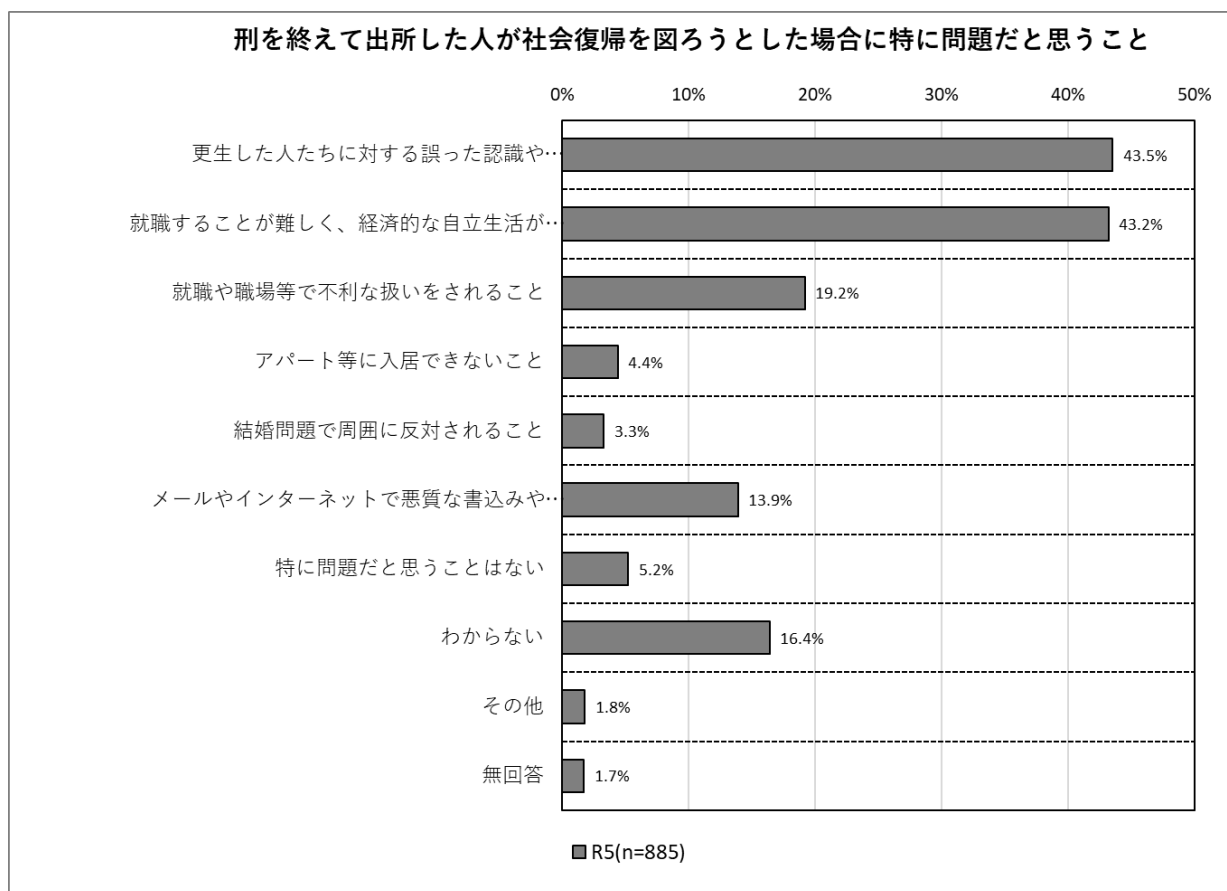
刑を終えて出所した人に対する偏見や差別は、本人の更生の意欲にかかわらず根強く残っており、就職や住居について厳しい扱いを受け社会復帰に対する妨げとなっています。また、マスコミによる過剰な報道や、犯罪等とは無関係な人々の発言や行動により、プライバシーや名誉を侵害するような問題が発生しています。

国では、平成 28 年に「再犯防止等の推進に関する法律」が制定され、平成 29 年に「再犯防止推進計画」が策定されました。また、岐阜県においても平成 30 年に「岐阜県再犯防止推進計画」が策定され、本市においても、「関係機関が一丸となって協力できる体制をつくる」ことをコンセプトに令和3年3月に「多治見市再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携した啓発運動や各種支援を行っています。

また、被疑者、被告人及び受刑者についても、同様な人権侵害を受ける問題が発生しています。

市民意識調査の結果では、43.5%の方が「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」、43.2%の方が就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」を問題だと思うと回答しています。

刑を終えて出所した人、被疑者、被告人及び受刑者等やその家族が、再び地域社会で安心して日常生活を営むためには、周囲の人々による正しい理解と社会復帰を支援することが必要です。



施策の方向

1)刑を終えて出所した人等の人権を尊重する啓発の推進

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別解消を目指し、関係機関と連携して啓発の推進に努めます。

2)社会復帰の支援

保護観察対象者に対し、社会復帰支援等を行う更生保護団体や更生保護施設の活動を支援します。
また、刑を終えて出所した人等についても、同様に社会復帰を支援します

犯罪被害者等

現状と課題

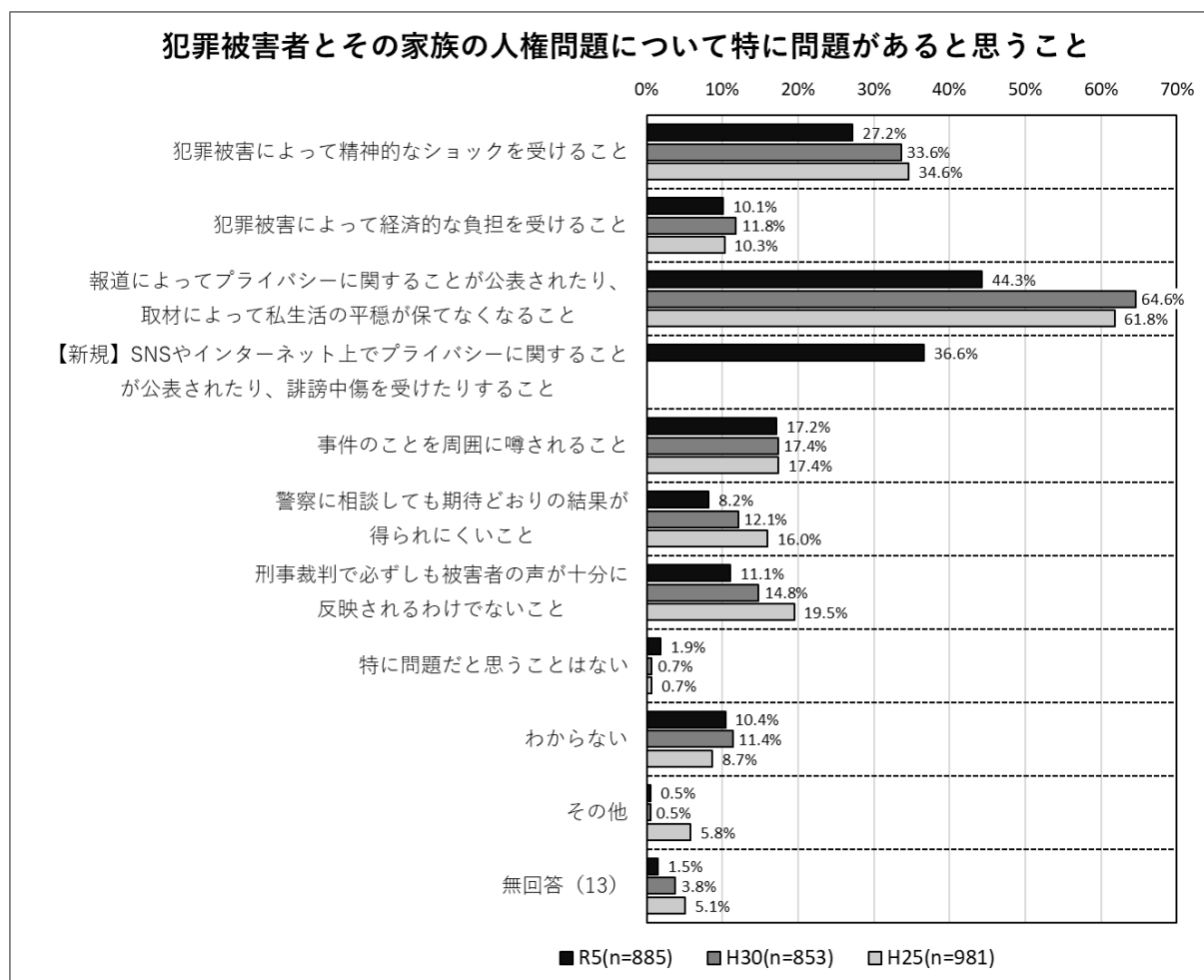
犯罪被害者やその家族には、命を奪われ、家族を失うなど直接的な被害のほかに、周囲の好奇の目や誤解に基づく誹謗中傷など行き過ぎた「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があります。

国においては、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年4月に「犯罪被害者等基本法」を施行、同年 12 月には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」、平成 23 年 3 月には、第2次基本計画を策定しました。

本市では、令和元年 10 月に「多治見市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等のための施策を推進しています。

市民意識調査の結果では、44.3%の方が「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」、27.2%の方が「犯罪被害によって精神的なショックを受けること」と回答しています。

犯罪被害者やその家族が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活への配慮の重要性等について、犯罪被害者等支援条例の基本理念に基づいた取組が必要です。



施策の方向

1)犯罪被害者等の人権を尊重する教育・啓発の推進

犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等に関する理解や共感を深める啓発を推進します。

2)犯罪被害者が安心して暮らすことができる相談・支援の充実

犯罪被害者等に対する相談窓口の周知や情報提供を通じて、必要な相談・支援につなげます。

インターネットによる人権侵害

現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネット利用は広く定着し、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

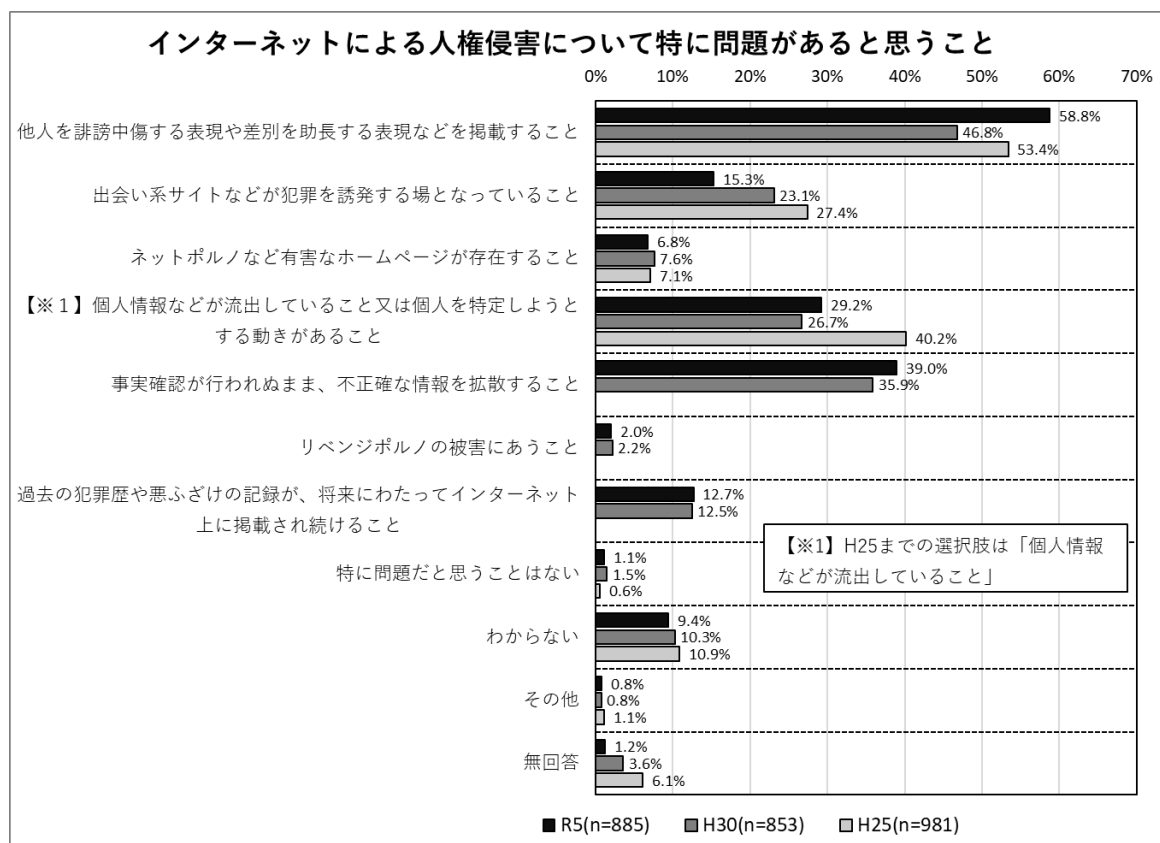
しかし、機器の利便性、発信者の匿名性、情報発信の容易性、情報拡散スピードなどの特性から、個人に対する誹謗中傷や、プライバシー侵害事例が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

これらに関し、国では、平成 13 年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が制定され、インターネット上の人権侵害が起きた際の特定電気通信役務提供者における対応や責任が明らかになり、取締りが進められています。その後、令和 3 年に一部改正が行われ、発信者情報の開示の簡易・迅速化が図られました。また、平成 21 年に総務省が「違法・有害情報相談センター」を設置し、インターネット上の違法・有害情報に適切に対応するため、相談の受付や、対応へのアドバイス、情報提供を行っています。

また、「コミュニティーサイト」による子どもの性的被害が増加していることに加え、過激な暴力シーンや児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。平成 20 年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が制定、平成 29 年に改正され、18 歳未満の青少年のフィルタリングサービスの義務付けが強化されました。

市民意識調査の結果では、58.8%の方が「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載すること」、39.0%の方が「事実確認が行われぬまま、不正確な情報を拡散すること」と回答しています。

こうしたことから、一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、人権を侵害する情報をインターネットに掲載しないように啓発していくことが必要です。



施策の方向

1) インターネット上の人権侵害を防止するための啓発の推進

個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識をもってインターネットを利用する啓発活動に取り組みます。

2) インターネットに書きこまれた人権侵害の対応

インターネット上には、差別的表現等の拡散に加え、子どもの性犯罪につながるような様々なコミュニケーションサイトが掲載されており、法務局等との関係機関と連携、こうした情報の発信者や情報の管理人であるプロバイダ等に削除要請することができることを啓発し、相談窓口を周知するなど適切な対応に取り組みます。

3) 安全・安心なインターネット利用の促進

個人、企業、行政等を問わずインターネットの利用にあたっては、他の人の人権への配慮に心がけること、情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること、個人情報を保護すること等について啓発していきます。

性的マイノリティ

現状と課題

同性愛等の性的指向の人や生物学的な性(からだの性)と自己意識の性(こころの性)が一致しない性自認を理由として、偏見や差別や性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けるなどが存在し、日常生活での困難、ストレスや孤独感を抱いている人々がいます。

性が「男性」と「女性」であることが普通という固定的な考えは、それに当てはまらない少数者(マイノリティ)の人たちに対する偏見、差別の原因となっています。多数だから「普通」、少数だから「特別」というわけではありません。

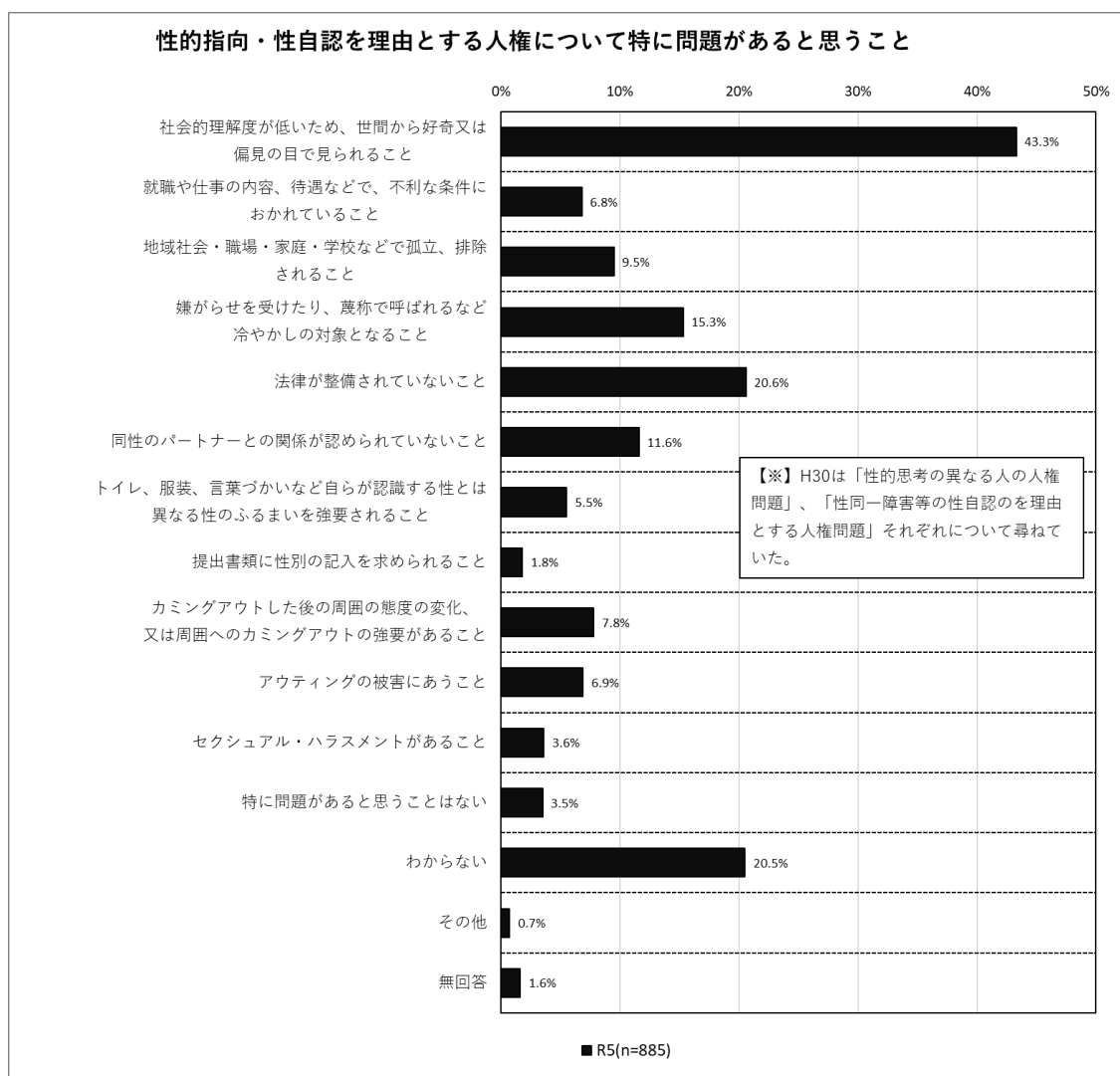
平成 30 年6月、世界保健機関(WHO)が「国際疾病分類」を改定し、性同一性障害が「精神疾患」から外れることになり、「性の健康に関連する状態」という分類の中の項目となりました。これにより国際的には「性同一性障害」という概念が消滅し、障がいでも病気でもないと宣言されたことになります。また、令和 5 年 6 月に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

岐阜県では、令和5年に、二人が、お互いの人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力して継続的な生活を共にすることができる「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

県内自治体においても、県の制度に基づき、各種サービスを提供できるようになってきています。

しかしながら、市民意識調査の結果では、「性的指向・性自認を理由とする人権問題において特に問題があると思うこと」の質問に対して、43.3%の方が「社会的理解度が低いため、世間から好奇又は偏見の目で見られること」と最も高く、次いで「法律が整備されていないこと」が 20.6%と回答しています。

性的マイノリティに対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。



施策の方向

1)多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進

多様な性に関する正しい知識の普及と理解を深め、偏見や差別の解消を目指した啓発を推進します。また、学校において、性的指向及び性自認についての児童生徒の正しい理解を促します。

2)安心して暮らせる環境づくり

性的少数者の人が自分らしく生きられるような制度の見直しや施策を推進します。

災害に伴う人権問題

現状と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、地震や津波の発生により、東北地方と関東地方と太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、多くの人々の尊い命や財産が奪われました。

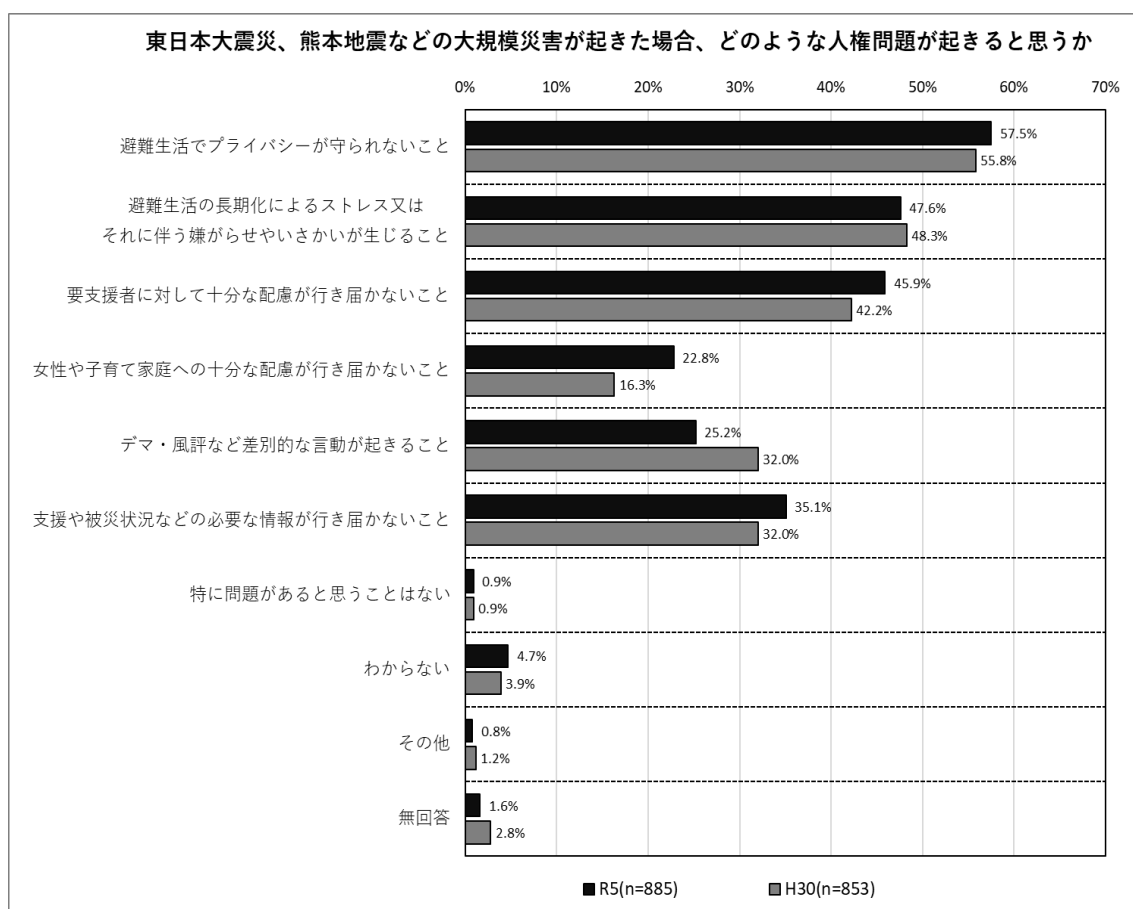
また、震災に起因した原子力発電所の事故により、周辺住民に避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

東日本大震災以降も、平成 28 年の熊本地震や平成 30 年の西日本豪雨が起きており、直近では令和 6 年に能登半島地震がおき、今もなお避難所生活をされている方もいます。

これらの災害において、避難所等における様々な人権問題が明らかになり、プライバシーの確保や女性、子ども、障がいのある人、高齢者等への配慮の重要性が改めて認識されました。

市民意識調査の結果では、「大規模災害が発生した場合に起きると思う人権問題について」の質問に対して、57.5%の方が「避難生活でプライバシーが守られないこと」と回答し、次いで 47.6%の方が「避難生活の長期化によるストレス又はそれに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」、45.9%の方が「要支援者に対して十分な配慮が行き届かないこと」と回答しています。

近い将来、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震においても、甚大な被害が起こりうると考えられています。災害被害者がおかれている状況や必要な配慮が何であるかを理解し、非常時においても全ての人の人権が尊重されるよう、人権意識を向上させる取組が必要です。



施策の方向

1)災害時に要配慮者の視点を踏まえた避難所の運営

「避難所開設・運営の手引き」に沿って、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の人権に配慮した避難所開設・運営ができるよう努めます。

2)防災・災害分野への女性等の参画の推進

防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を推進します。

働く人

現状と課題

近年の日本では、社会構造や経済環境の変化等を背景に、契約社員や派遣社員、パートタイム労働者などの非正規雇用の労働者が増加しており、令和6年に公表された総務省統計局の労働力調査では、雇用形態別雇用者の全体のうち 36.6%が非正規雇用者という結果が出ています。このような雇用情勢の中、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に身体的、精神的苦痛を与える「パワー・ハラスメント」、女性従業員に対する「セクシュアル・ハラスメント」など、様々な「ハラスメント」が問題となっています。

平成 11 年 4 月に施行された改正男女雇用機会均等法で、セクハラに係る規定が創設され、平成 19 年 4 月に施行された同改正法では、セクハラ防止のために、事業主には職場における必要な「措置を講ずる義務」があると定めました。

平成 26 年 7 月に施行された同改正法の規定に関する「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」では、男女を問わずセクハラの対象となることが明示されました。

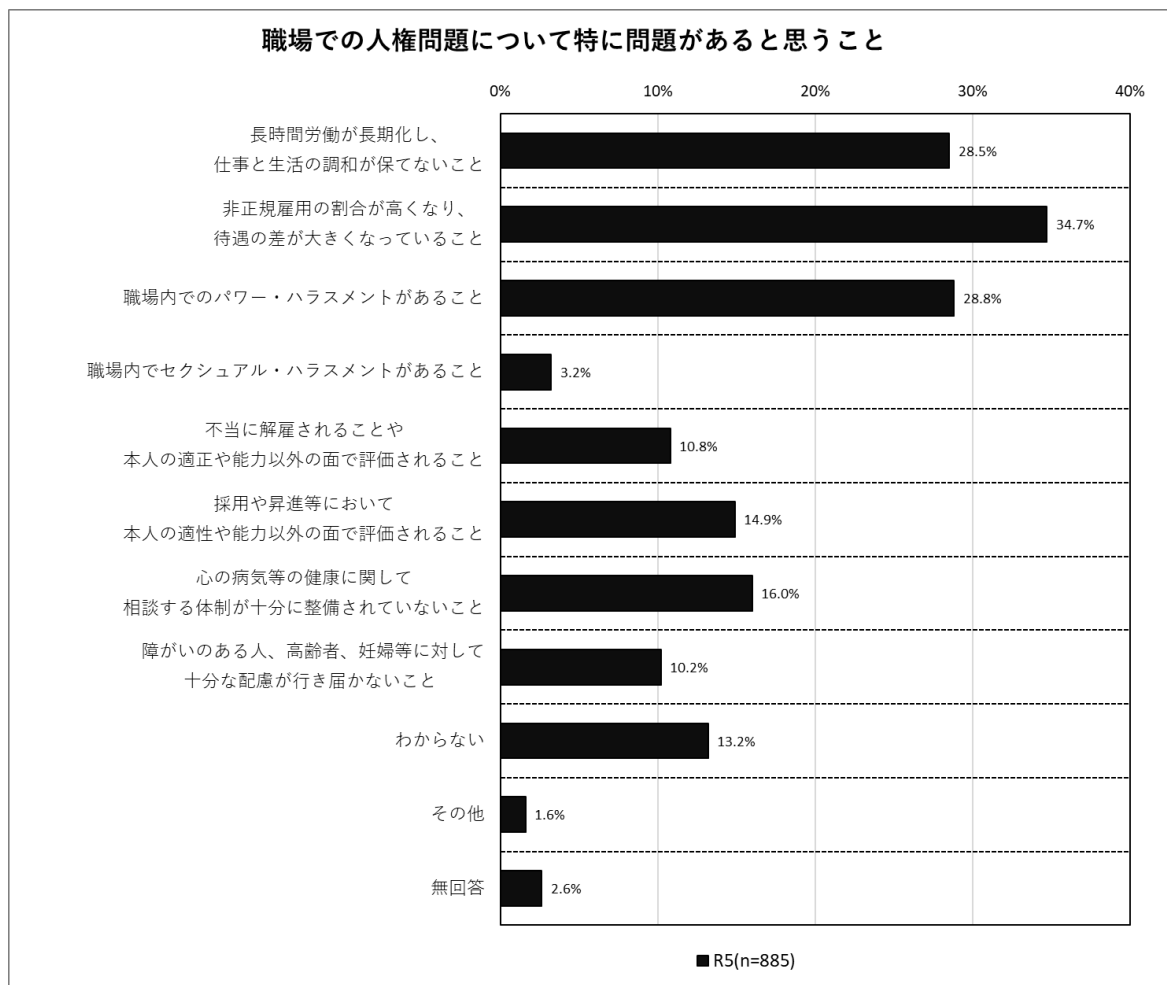
平成 28 年 3 月の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設され、マタハラに関する規定が設けられました。

また、厚生労働省が平成 24 年 1 月に発表した「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」の報告書において、「パワハラとは、同じ職場に働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為」と定義しました。

一方で、近年、顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）などが社会問題化している状況も見られる。カスハラについては、関係指針において望ましい取り組みに位置付けられているほか、関係省庁や企業との連携により「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が作成され、周知・広報等が行われているが、関係省庁等と連携してより一層取り組みを行う必要がある。

こうしたハラスメントに関する問題のほかにも長時間労働の長期化による過労死、仕事と生活の調和が保てないことなどが大きな問題となるなか、時間外労働の上限規制などの働き方改革関連法が平成 31 年4月から順次施行されました。

このように、就労者を取り巻く環境がめまぐるしく変化していることから、就労支援や多様化、複雑化している労働相談への対応、変化に応じた支援策や雇用の場における男女の均等待遇、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進など、良好な職場環境づくりに向けた取組が必要です。



施策の方向

1)労働時におけるハラスメントの防止

労働時におけるハラスメント等の人権侵害を防止するための啓発を推進します。

2)働く人の人権を尊重する教育・啓発の推進

正規雇用・非正規雇用や性別、年齢等を理由とした職場における差別的な処遇をなくすよう人権尊重の啓発を推進します。

アイヌの人々

現状と課題

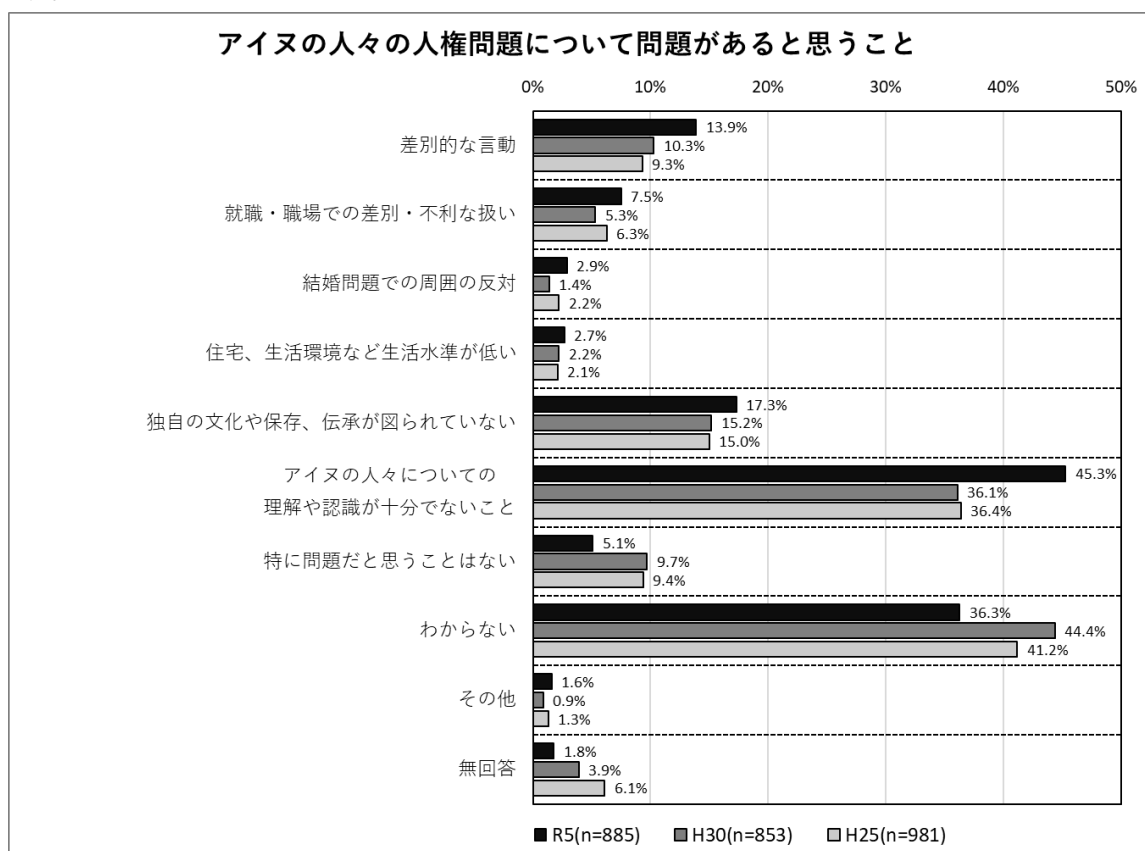
アイヌの人々は、北海道や樺太などに中心とした先住民族で、固有の文化や生活習慣等を育んできました。しかし、江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策（北海道旧土人保護法※）により、文化や伝統の保存、伝承が図られず、また、近年に至るまで、他の人々との経済や教育格差が存在し、結婚や就職等において多くの偏見や差別を受けてきました。

なお、令和元年に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を目指しています。令和2年にはウポポイ（国立アイヌ民族博物館等を含む「民族共生象徴空間」）が北海道白老町に整備され、アイヌ文化の復興・創造・発展の拠点となっています。

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化などについての理解不足による偏見や差別をなくすため、正しい理解を促進するための啓発活動が求められています。

市民意識調査の結果では、45.3%の方が「アイヌの人々についての理解や認識が十分でないこと」と回答しており、アイヌ民族に関する正しい知識と理解が不足していることがわかります。

このため、先住民族であるアイヌの人々の人権を尊重する観点から、アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発が必要です。



施策の方向

1)アイヌの人々に対する理解を深める教育・啓発の推進

アイヌの人々の歴史や文化などを理解や関心を深め、差別や偏見をなくすための啓発を推進します。

学校教育における歴史学習等を通じて、アイヌの歴史や文化などについて触れていきます。

人身取引被害者

現状と課題

性的搾取や強制労働、臓器売買等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに、深刻な人権侵害です。

昭和24年に「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約)」が、平成12年には「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(略称 国際組織犯罪防止条約人身取引議定書)」が国連総会により議決され、人身取引の防止や被害者の保護及び援助に対し、国家を超えて取り組むことが定められました。

国においては、令和4年に策定した「人身取引対策行動計画2022」に基づき、関係する行政機関等が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護・支援を推進しています。

関係機関と連携し、啓発活動を行うことで、人身取引による人権問題の関心と認識を高めていくことが必要です。

施策の方向

1)人身取引に関する啓発の推進

人身取引について、国内でも発生する問題であることなど市民の関心と認識を深めるための啓発を推進します。

北朝鮮当局による拉致問題

現状と課題

国は、平成 18 年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることなどを国及び地方公共団体の責務とするとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めました。

また、平成 23 年4月には、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進することを目的として、「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。

本市では、平成 30 年に拉致問題啓発事業として、政府拉致問題対策本部、岐阜県、多治見市が共催、法務省、文部科学省が後援する拉致問題啓発舞台演劇を開催し、市民の関心と認識の向上を図りました。

拉致問題の早期解決のためには、あらゆる機会を通じ 早期解決を訴え、この問題についての市民の関心と認識を深めていくこと。同時に、北朝鮮当局による拉致問題によってそれとは無関係な在日韓国・朝鮮人への人権侵害が起きないように配慮が必要です。

施策の方向

1) 拉致問題の理解と関心を深める教育・啓発の推進

北朝鮮当局による拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と理解を深める啓発を推進します。

ホームレス状態にある人

現状と課題

失業や家庭問題、新型コロナウイルス感染症など様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずホームレス(※)となることを余儀なくされている人たちがいます。ホームレスの中には、十分な食事がとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。

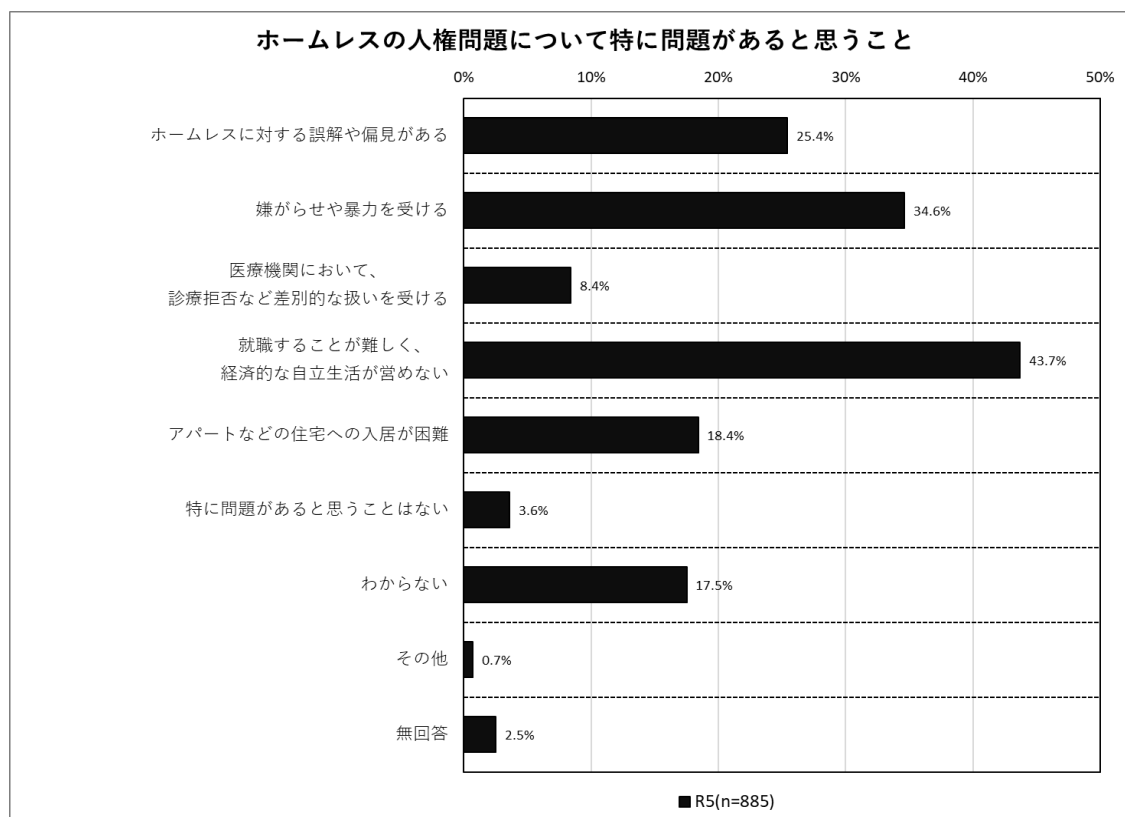
また、地域社会とのあつれきが生じるなど、嫌がらせや暴行、殺人などの人権侵害の問題も起きており、令和2年には岐阜市において襲撃事件が起こるなど大きな社会問題となっています。

こうした状況の中、国は平成14年に「ホームレス自立支援法」を制定し、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居等の分野において総合的な取り組みを行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

平成28年10月に国が実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」によりホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化など、最近のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化が明らかになり、これを踏まえ国では、平成30年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。

この基本方針は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に関する問題の解決を目的としています。

目的の実現に向け、ホームレス状態にある人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を行うことが必要です。



施策の方向

1)ホームレスの人権を尊重する教育・啓発の推進

ホームレスへの偏見や差別の解消に向けて、ホームレスへの理解を深める啓発を推進します。

2)ホームレスの自立を支える相談・支援の充実

相談者の状況を踏まえ、生活相談や指導等の必要な支援に努めます。

様々な人権問題

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、様々な人権問題が存在しています。また、今後、新たに生じる多様な人権問題についても、それぞれの問題に対応し、啓発等の取り組みを行っていきます。

施策の方向

1)様々な人権教育・啓発の推進

様々な人権問題に対して教育・啓発を推進します。

2)様々な相談窓口の周知

様々な人権問題に対応する相談機関も異なっています。様々な機関が設置している相談窓口の周知を図ります。